【新郷支部】

市民座談会懇談内容 (概要)

令和5年9月24日(日)14:00~15:00

懇談テーマ

「空き家を適切に管理しましょう」

(質問)

隣近所の木や枝が敷地内に入り込み、何度言っても伐採などに応じてくれない場合は、県へお願いするのか?

(回答)

市の環境課に相談して頂きたい。土地の所有者にお話ししたり、通知を出したりすることが出来る。

(質問)

民法が改正され、「急迫の事情があるときは枝を自ら切り取ることができるようになった」とあるが、伐採した際にかかった費用に対し、助成はあるのか? (回答)

申し訳ないが現在助成はない。当事者同士間での負担となる。

(質問)

素人では対応しきれないくらいの状況の場合どうなるのか?

(回答)

継続して、市としても指導をしていく。樹木が市道に越境し通行の妨げになるなど緊急性が高い場合は、市で伐採など対応することもある。

(質問)

隣人とは、トラブルが発生する場合もある。環境課への相談は、区長がした 方がいいか。それぞれが直接相談してもよいか?

(回答)

当事者が直接問い合わせてもらっていい。電話で相談を受けることもある。 市でも極力トラブルにならないようにして解決したいと考えている。

(質問)

市へ相談してからどのくらいの期間で解決へ向かうのか?

(回答)

状況や事情を聴いた上での対応となるため、ケースバイケースであり、一概 には言えない。

(質問)

空き家の所有者がわからない場合はどうなるのか?

(回答)

遠方にいる場合などは、所有者の本籍のある自治体にも協力してもらい相続 人を探すこともある。

(質問)

草が茂っていて、虫や蚊の発生、火事などの懸念のある空き家もある。

(回答)

実際にそのようなことを心配される問い合わせは多い。高齢の方などは、自身で作業が出来ないケースもあり、そのような場合シルバー人材センターの草刈り作業を利用出来る旨の案内も出している。

(質問)

制度として、空き家を解体した方が税金が安く済むといった方向に進めることが解決案なのではないか?また、市でも費用を負担するなど考えてもらいたい。

(回答)

他市の事例なども今後参考にしていく。一方で、これまでに長い期間をかけて解決してきた事例もある。今後も粘り強く解決に向けて対応していきたい。

(質問)

空き家バンクの資料はもらえるのか?

(回答)

県宅地建物取引業協会北埼支部羽生地区のホームページで公開されている。 市環境課窓口にお越し頂いても資料を渡すことが出来る。